

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの皆様へご案内

生活福祉資金（緊急小口資金）【特例貸付】 総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】

【申請期間が令和4年9月30日まで延長になりました】

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります◆

緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付限度額 以下の①～⑥に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内
 - ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - ②世帯員に要介護者がいる場合
 - ③4人以上の世帯である場合
 - ④世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
 - ⑥上記のほか、特に資金需要が認められる場合その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子
- 保証人等 不要
- 申請期間 令和4年9月30日まで

緊急小口資金【特例貸付】の申込に必要なもの

- 借入申込者の身分を証明できるもの（健康保険証、運転免許証 等）
- 世帯全員の住民票
- 印鑑
- 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳 等）

緊急小口資金【特例貸付】の貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

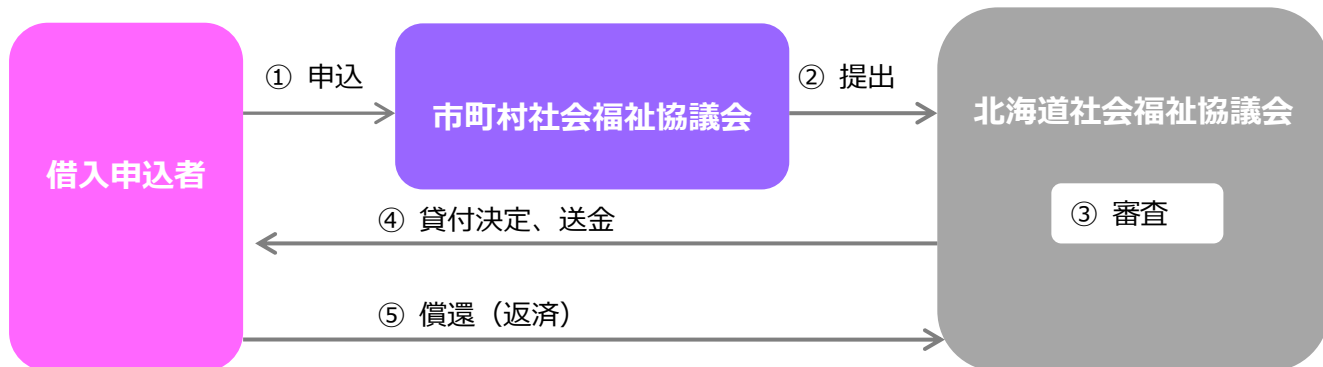
緊急小口資金【特例貸付】の受付窓口

社会福祉法人 訓子府町社会福祉協議会

〒099-1498 常呂郡訓子府町東町398番地 TEL: 0157-47-3536

受付時間: 月曜日～金曜日 8時45分～17時30分

緊急小口資金【特例貸付】 申込から貸付決定、償還までのながれ



*生活福祉資金には、緊急小口資金の特例貸付のほか、総合支援資金（生活支援費）の特例貸付があります。

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 単身世帯：月15万円以内
2人以上の世帯：月20万円以内
- 貸付期間 原則3ヶ月以内
- 据置期間 最終貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後10年以内
- 貸付利子 無利子
- 保証人等 不要
- 申請期間 令和4年9月30日まで

*今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

制度や要件の詳細を知りたい方、申請書一式を希望される方は、
特例貸付コールセンターへお問い合わせ下さい。

実施主体：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

問合せ先：〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2. 7

TEL:011-241-3976（代表）

